

充電インフラの整備に関して

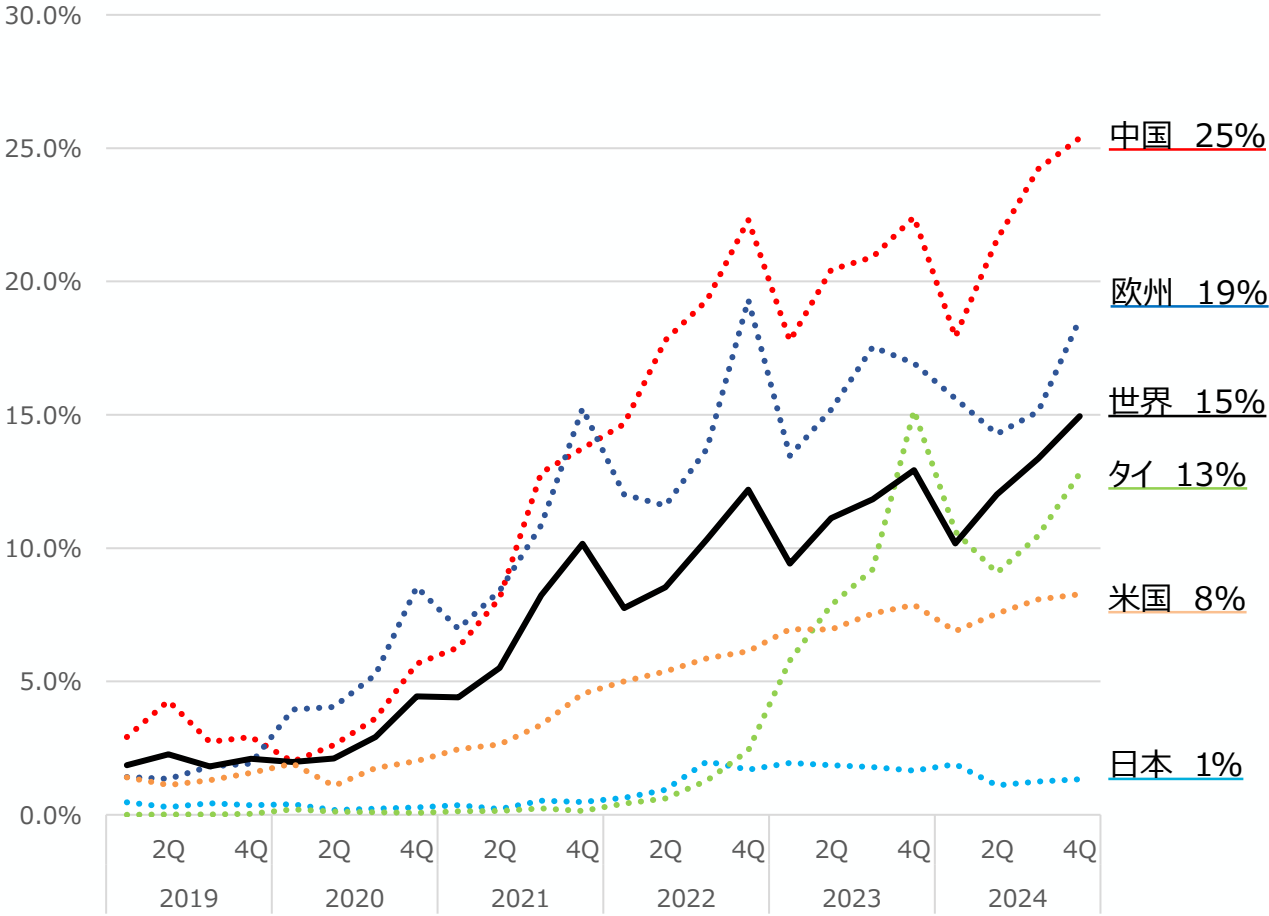
2025年7月1日

経済産業省 製造産業局 自動車課

世界全体のEV市場の動向

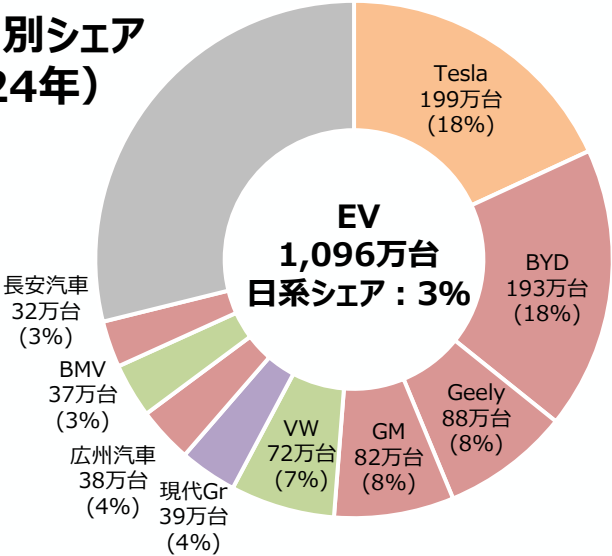
- 世界全体のEV販売比率は、過去数年、増加傾向。足元24年4Qの販売比率は15%。
- EV市場はテスラに加え、BYDをはじめとした中国企業が上位を占めている。

EV販売比率の推移



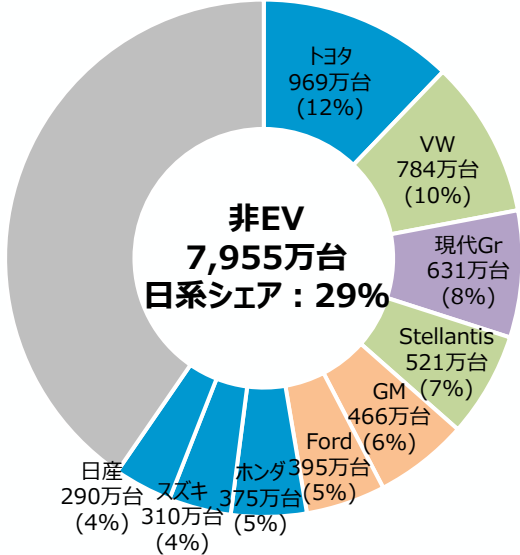
(出所) Marklines, 欧州：英仏独の3か国

メーカー別シェア
(2024年)



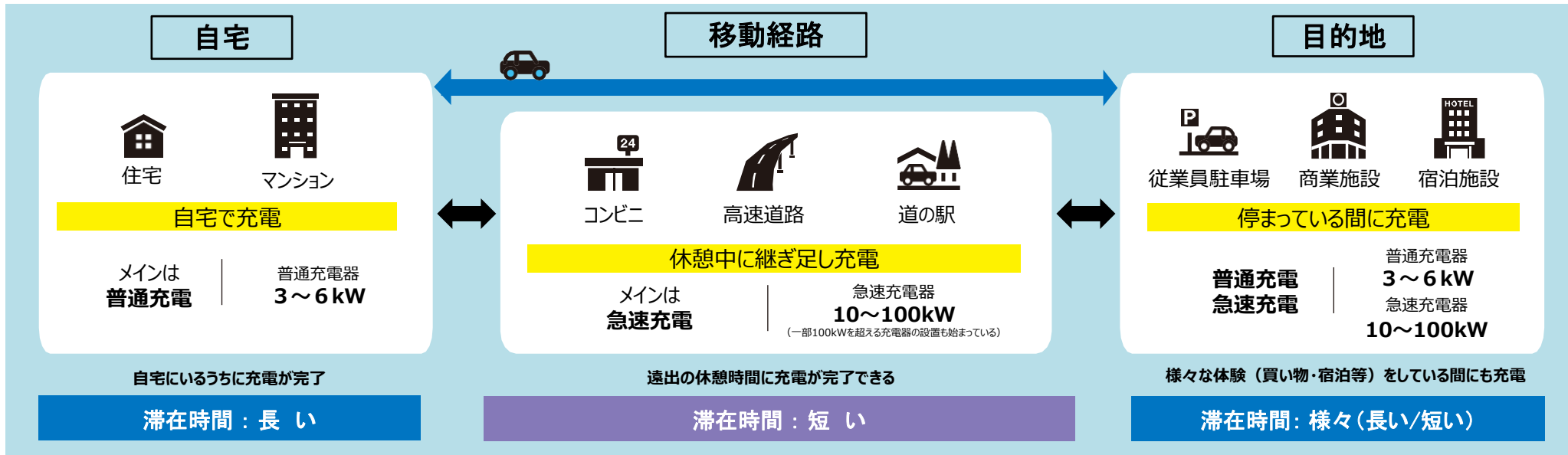
EVシェア

中国系 : 55%
米国系 : 21%
欧州系 : 16%
日系 : 3%



重層的な充電インフラ社会の構築

- 自宅等での普通充電と経路での急速充電を組み合わせた「重層的な充電インフラ整備」が重要。



自宅車庫



コンビニ



高速道路SA・PA



商業施設・店舗



共用駐車場



自動車販売



道の駅



従業員駐車場



宿泊施設

充電インフラ整備促進に向けた指針（概要）

充電インフラ整備促進に向けた指針

- 電気自動車等の普及、充電インフラの整備に向けた動きが具体化している中で、関係者で方向性を共有し、取組を促進するため、2023年10月に「充電インフラ整備促進に向けた指針」を策定した。
- 2030年に充電インフラ30万口の整備（公共用の急速充電器 3 万口を含む）を目標とし、整備を加速しているところ。

基本的な考え

✓ 以下の三原則を総合的に勘案し、世界に比肩する利便性が高く持続可能な充電インフラ社会の構築を目指す。

①ユーザーの利便性向上

②充電事業の自立化・高度化

③社会全体の負担の低減

指針のポイント

（1）世界に比肩する目標の設定

- ✓ 充電器設置目標を倍増（2030年までに15万口→30万口）、総数・総出力数を現在の10倍に
⇒ 日本として、電動化社会構築に向け充電インフラ整備を加速

（2）高出力化

- ✓ 急速充電は、高速では90kW以上で150kWも設置。高速以外でも50kW以上を目安、平均出力を倍増（40kW→80kW）
⇒ 充電時間を短縮し、ユーザーにとってより利便性の高まる充電インフラを整備

（3）効率的な充電器の設置

- ✓ 限られた補助金で効果的に設置を進めるため、費用対効果の高い案件を優先（入札制の実施）
⇒ 費用低減を促進し、充電事業の自立化を目指す

（4）規制・制度等における対応

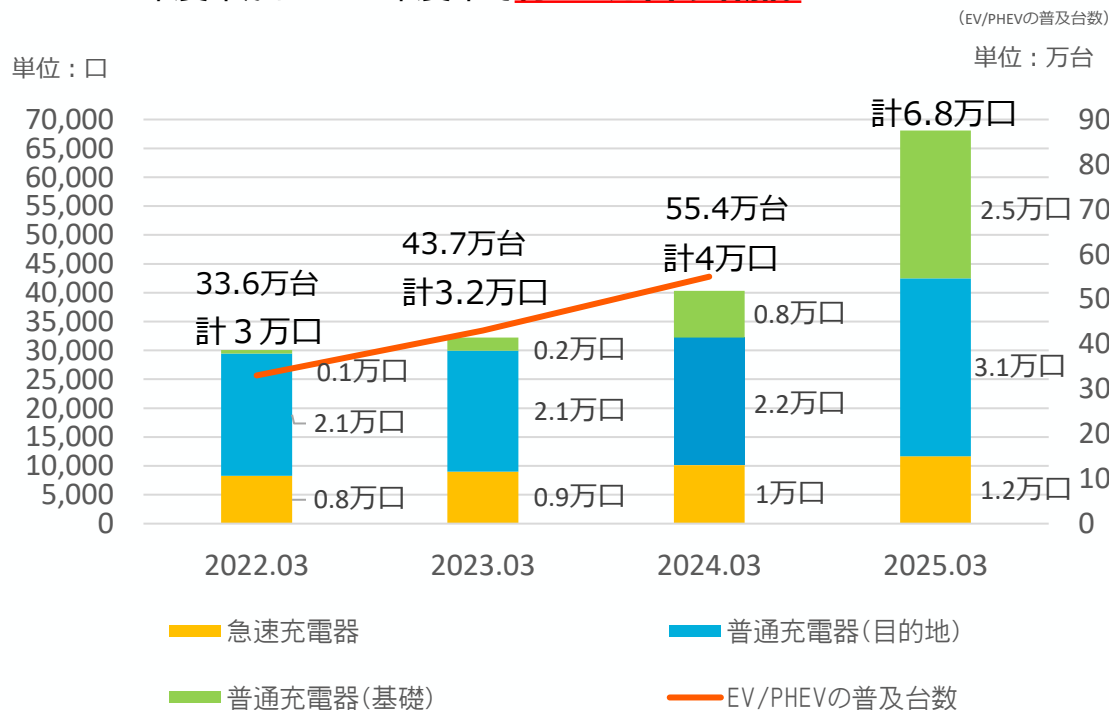
- ✓ 充電した電力量（kWh）に応じた課金について、25年度からのサービスの実現。商用車を中心にエネマネを進め、コストを低減。
⇒ ユーザー・事業者双方にとってより持続的な料金制度を実現。エネマネにより商用車の充電に伴う負荷を平準化・分散化

充電インフラの整備に関する取組

- 電気自動車等の車両の普及と充電インフラの整備は、両輪で進めていくことが必要。2023年10月に「充電インフラ整備促進に向けた指針」を策定し、目標をこれまでの倍となる30万口とし、整備を加速しているところ。

インフラ整備の状況

- ✓ 現在、整備されている充電器は約6.8万口※1（急速約1.2万口、普通約5.6万口）【2024年度末時点】
- ✓ 2023年度末から2024年度末で約2.8万口の増加。



- ✓ 急速充電器については、高出力化（90kW以上）が進展。
引き続き、3万口達成に向け整備を促進。
- ✓ 普通充電器（基礎）については、集合住宅（賃貸）を中心に整備が進展。
合意形成の必要な集合住宅（分譲）の整備を促進していく。
- ✓ 普通充電器（目的地）については、商業施設・宿泊施設等で整備が進展。

取組の方向性

○ユーザーの利便性向上

- ✓ 2030年に充電インフラ30万口の整備（公共用の急速充電器3万口を含む）
- ✓ 高速では90kW150kWを設置するなど、充電器を高出力化し、充電時間を短縮し、ユーザーにとって、利便性の高まる充電インフラを整備

○充電事業の自立化・高度化

- ✓ 費用対効果の高い案件を優先（≒入札制の実施）することで、費用低減を促進し、充電事業の自立化を目指す。

○社会全体の負担軽減

- ✓ 充電した電力量（kWh）に応じた課金について、2025年度からのサービスの実現を目指し、ユーザー・事業者双方にとってより持続的な料金制度を実現し、充電インフラの運用に伴う負担の低減を図る。

○R6年度補正予算・R7年度当初予算

- ✓ R6年度補正360億円、R7年度当初100億円の計460億円を措置。（V2H・充てんインフラ含む。）

出典：EV・PHEV普及台数：一般社団法人次世代自動車振興センター公表資料を基に作成
：急速充電器、普通充電器（目的地）：ゼンリン、充電事業者の提供データを基に経産省推計
：普通充電器（基礎）：集合住宅、月極駐車場、事務所・工場等における経産省補助実績の累計
※1 2025年5月末時点で、ゼンリン、充電事業者のデータを基に経産省が推計したもの。
今後見直しにより変動する可能性もある。

出力1kW当たりの申請単価の変化

- ✓ 令和4年度補正・令和5年度予備分から、費用対効果の高い案件を優先するため、従来の先着順に代わり**充電出力kW当たりの補助金申請額を踏まえた選定制を導入**し、選定基準額を設定。
- ✓ **選定制の導入以降、平均申請単価は改善（低下）傾向。**

○平均申請単価(kW当り)

選定制導入



	R4補正・ R5当初募集分	R4補正・ R5予備分	R5追加募集	R6第1期	R6第2期
普通充電（基礎）	181千円	150千円	156千円	124千円	91千円
普通充電（目的地）	185千円	144千円	145千円	112千円	91千円

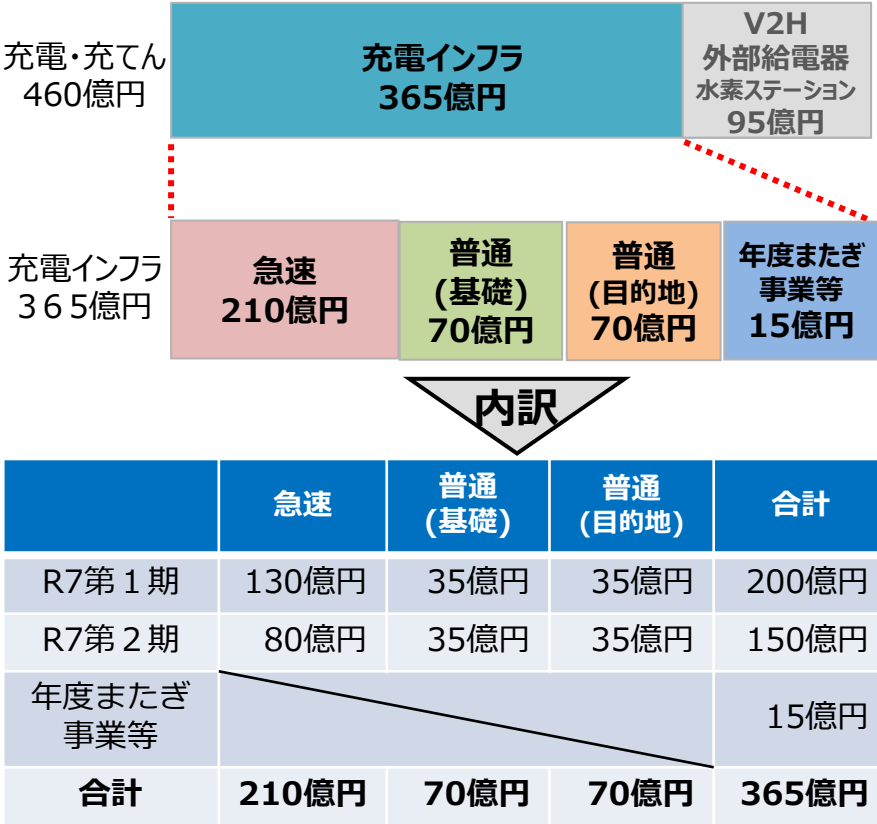
（参考）充電インフラ補助金の予算額の推移（V2H, 充てんは除く）

R4年度執行	R5年度執行	R6年度執行	R7年度執行
65億円	175億円	360億円	365億円

充電インフラ補助金の今年度の執行について（令和6年度補正・令和7年度当初予算）

- 充電・充てんインフラ補助金については、令和6年度補正予算で360億円、令和7年度当初予算で100億円の合計460億円を計上している。このうち、合計365億円を充電インフラ整備の予算に配分する。
- 一定の基準に基づき受付案件を決定する方式は継続。令和6年度の補助金の結果を踏まえ、配分額の見直しを行う。
- 募集期間については、事業実施時期の平準化及び余裕を持った審査体制を確保するため、2回に分けて実施する。

予算の配分（令和6年度補正・令和7年度当初予算）



※予算配分は、現時点での想定であり、今後、変更となる可能性がある。
年度またぎ事業等は、年度をまたぐ事業や政策課題に応じ措置することを想定。

スケジュールの目安

- 現時点で想定しているスケジュールは下表のとおり。
- 受付がなされなかった申請について、別の期に改めて申請を実施することは可能とする。
- 具体的な受付期間等については決定次第、別途執行団体から案内する。
- 年度またぎ事業のスケジュールは別途公表予定。

		受付期間 (令和7年)	交付決定時期 (令和7年)	実績報告締切
R7 第1期	急速	4月下旬～ 5月中旬	6月～8月	R7年12月末
	普通	4月下旬～ 5月中旬	6月～8月	R7年11月末
R7 第2期	急速	7月	8月～10月	R8年1月末
	普通	7月	8月～10月	R8年1月末

年度またぎ事業の概要

- 充電器の設置工事期間の制約のため、通常の募集期間では申請が困難であった案件も存在したことから、事業の実施期間を長く設けて募集を行う事業。
- 令和6年度の募集対象は以下のとおり。令和7年度の対象は別途公表予定。
①高速道路（SA・PA）【急速充電器】 ②新築集合住宅 【普通充電器】

(参考) 第1期・第2期募集における補助内容

(単位：万円)

	急速充電器								
設置場所	①高速道路SA・PA			②公道/SS/道の駅		③空白地域	④コンビニ/ディーラー ⑤その他		
対象設備 (総出力)	150kW以上	90kW以上	50kW以上	90kW以上	50kW以上	50kW以上	90kW以上 (公共用)	50kW以上	10kW以上
機器補助率	1/1							1/2	
工事補助率	1/1								
機器上限額	500 (1口) 700 (2口) 350×口数 (3口以上)	400 (1口) 500 (2口)		400 (1口) 500 (2口) 250×口数 (3口以上)	400 (1口) 500 (2口)		400 (1口) 500 (2口) 250×口数 (3口以上)	200 (1口) 250 (2口)	60
工事上限額	3,100 (2口まで) 1,550×口数 (3口以上)	3,100	2,450	400	280			140	108

	普通充電器				
設置場所	①集合住宅（既築分譲）②その他（集合住宅、事務所工場・月極）、目的地充電				
対象設備	ケーブル付き 充電設備		コンセント スタンド	コンセント	
	6kW以上	6 kW未満	－	－	
駐車場形態	機械式・平置き		機械式・平置き	機械式	平置き
機器補助率	1/2				
工事補助率	1/1				
機器上限額	35	25	11	7	
工事上限額	①95 ②135		①95 ②135	①65 ②135	①65 ②95

	高圧受電設備・設置工事費 補助率：1/1（上限あり）				
設備 総出力	350kW 以上	250kW 以上	150kW 以上	90kW 以上	50kW 以上
上限額	600	500	400	300	200

※上記表での機器・工事の補助上限額は総額であり、機器の機能や工事内容ごとに個別の上限あり。
そのため、機器の機能や工事の内容によって、必ずしも表中の上限額がそのまま補助されるわけではないことに留意。

充電インフラ整備に向けた補助事業による取組の進展と方向性（令和6年度補正予算事業）

- 2030年に30万口の充電インフラを整備する目標（うち急速充電器3万口）に向けて、令和6年度の補助事業では、一定の基準に基づき受付案件※を決定する方式の下で、充電器の整備や更新を支援しており、充電器の増加、高出力化が進んでいる。

※ 急速については①施設区分、②出力、③kW当たりの補助金申請額を踏まえた優先基準を設定。基礎、目的地については区分毎に、充電出力kW当たりの補助金申請額を踏まえた基準額を設定。

- 令和6年度補正予算事業においては、引き続き、この方式を継続しながら、所要の見直しを行う。

	全体	急速充電器	普通充電器	
			基礎（集合住宅等）	目的地（商業施設等）
令和6年度における進展	◆一定の基準に基づき受付案件を決定する方式により、出力当たりの補助金申請額は大幅に低下し、予算を効率的に執行 ◆360億円を措置した結果、30万口の目標に対して、概ね順調に進展	◆更新による高出力化 ◆高速SAPAについては、90kW以上の申請が9割以上	◆既築の集合住宅（賃貸）を中心に整備が進展 ◆新築集合住宅への充電器の整備に関する社内目標設定の動き	◆商業施設・宿泊施設等で整備が進展
主な課題	◆EV販売台数の低下、費用の増加等の環境変化を踏まえた事業の持続性の確保 ◆事業者間の連携による利便性の向上 ◆補助金申請における負担軽減・審査の効率化	◆3万口の実現に向けた口数の増加 ◆充電インフラ指針を踏まえたコンビニやディーラーへの整備を促進	◆合意形成の必要な集合住宅（分譲）の整備を促進	◆EVの普及促進、利便性向上に資する場所への整備を促進

令和6年度補正予算事業での取組	◆事業計画についてのヒアリングの実施 ◆通信規格の標準化（OCPP対応を要件化） ◆普通（基礎）における簡易な申請方式の導入 ◆募集回数の集約（2回）による審査の効率化	◆コンビニやディーラーの優先順位の変更	◆既築の分譲集合住宅の管理組合による申請を優先する簡易な申請方式を導入	◆稼働率の把握・公表を促進 ◆引き続き、EVの普及促進及び利便性向上に資する場所への整備を促進
-----------------	--	---	---	---

令和6年度補正予算事業の募集（第1期・第2期）概要

- 令和6年度の補助金の結果を踏まえ、より効果的な充電器設置を促進するため、優先順位制の導入や見直し等を行う。

①募集対象

- 募集内容については、以下のとおり。
- 急速充電器と普通充電器を併設設置する申請を可能とする。ただし、併設設置を行う場合には、「急速」の区分において申請を行うこととし、普通充電器の設置口数の上限は、下表の各設置口数上限を適用する。

種類	募集対象
急速	①高速道路（SA・PA）、②公道上/道の駅/SS、③空白地域 ④コンビニ/ディーラー ⑤その他（目的地、事務所・工場） ※事務所・工場以外は、出力が50kW以上の充電器設置に限る。
普通 (基礎)	①集合住宅（既築分譲）：この区分の申請者は管理組合とする。なお、申請の促進を図るため、簡易な申請方式を導入する。 ②その他：集合住宅(既築・新築)、事務所・工場、月極駐車場 1申請における補助金による設置口数が以下を満たすもの ・ケーブル：収容台数の10%以下、かつ10口以下 ・コンセント：収容台数以下、かつ20口以下 ・既に充電器が設置されている箇所については、BEV/PHEVの駐車数が、充電器が設置されている区画の50%以上である場合には、追加設置申請が可能。 ・ケーブルの「収容台数の10%以下」については、駐車場収容台数の10%を算出し、小数点以下の端数がある場合には、その端数を切上げた口数まで認める。
普通 (目的地)	原則、1箇所における充電器設置口数が、既設充電器も含め以下の口数に達するまで申請可能。 ・駐車区画数200以下：4口（駐車区画数以下） ・駐車区画数201以上：駐車区画数の2%以下、かつ50口以下 （小数点以下の端数は切上げ） ・申請箇所に既設の充電器があり、直近3ヶ月の1口当たり平均稼働時間が60時間/月以上である場合には、上記の上限口数を超過して設置できることとする。 ・この場合、超過して設置できる口数は、上記の数を上限とする。

②優先順位

- ＜急速充電＞
- ①施設区分、②出力、③kW当たりの補助金申請額を踏まえた優先基準を設定し、当該基準に基づいて受付案件決定（令和6年度から継続）
優先順位は、下記の通り変更

施設区分	90kW以上	50kW以上 90kW未満	10kW以上 50kW未満
①高速道路（SA・PA）	1	2	-
②公道上、道の駅、SS ③空白地域	3	4	-
④コンビニ、ディーラー	5	6	-
⑤その他	7-A	7-B	8

- ※残額予算を「7-A」：「7-B」=2:1に配分し、それぞれで選定する。
- ＜普通充電＞
- 基礎、目的地の区分毎に、充電出力kW当たりの補助金申請額を踏まえた基準額を設定。（令和6年度から継続）
 - 基礎については、集合住宅（既築分譲）への整備を促進するため、以下の通り優先順位を設定。

施設区分	優先区分
①集合住宅(既築分譲) ※申請者は、簡易な申請方式を行う管理組合のみに限る	1
②その他（集合住宅、事務所工場、月極）	2

- 基準額以下の申請について、必要書類等が整っているか確認。確認後、受付（随時）。
- 金額の審査を行い、交付決定（随時）。

新築の集合住宅を供給する事業者に対する充電器設置の要請

- 2024年3月、経済産業省製造産業局長及び国土交通省住宅局長の連名で、新築の集合住宅を供給する事業者に対し、充電器の積極的な設置に向けた対応を行うよう文書にて要請を行うとともに、4月には関係業界への説明会を実施。
- 関係省庁や団体とも協力し、各社の設置目標や設置方針及びそれらに基づく設置状況の把握を行うとともに、具体的な課題に取り組む。

要請文書の主な内容

- 既築の集合住宅に比して設置に伴う合意形成が容易であるケースや工事費用が少ないケースが多いと考えられることも考慮し、新規に供給する集合住宅の駐車場への電気自動車等用充電設備の積極的な設置に向けた対応を行うこと。
- 新築集合住宅への充電設備の積極的な設置を行うにあたり、設置目標及び設置方針の設定並びに公表について、各社において可能な範囲で検討を行うこと。

	20240226 製局第2号 国住経法第36号 国住生第338号 国住参建第4350号 令和6年3月18日
業界団体の長 殿	
	経済産業省製造産業局長 (公印省略)
	国土交通省住宅局長 (公印省略)
新築集合住宅における電気自動車等用充電設備の積極的な設置について	

今後の取組の方向性

- 要請文書の周知により、新築集合住宅における積極的な充電器設置を促進するとともに、設置目標及び設置方針の設定や公表を促す。
- 各社の設置目標や設置方針及びそれらに基づく設置状況について、引き続き充電事業者や関係団体と連携して、把握や課題解決に取り組む。
- 課題例：
 - ①充電口の位置や開き方、コネクタ（充電ガン）の形状・挿し込んだ際の向きが統一されていない
 - ②集合住宅における稼働の状況や設置数について、国として限定的にしか把握できていない

令和7年度におけるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）の取扱い

令和7年3月

- 令和6年度から、車両の評価に加え、自動車分野のGXの実現に必要な要素を総合的に評価して補助額を決定。
- 令和7年度（令和6年度補正1,100億円）は、この評価方法を踏襲しながら、①評価項目の見直し・追加を行うとともに、②GX推進に向けた鋼材の需要喚起のための新たな加算措置を設けることとする。

制度の概要

「自動車分野のGX実現に必要な価値」と主な評価項目

①製品性能の向上 ◆電費・航続距離の向上

②ユーザーが安心・安全に乗り続けられる環境構築

◆充電インフラ整備 ◆整備の体制／供給の安定性／安全性
◆整備人材の育成 ◆サイバーセキュリティへの対応

③ライフサイクル全体での持続可能性の確保

◆ ライフサイクル全体でのCO2排出削減 等

④自動車の活用を通じた他分野への貢献

◆ 外部給電機能の有無、災害連携協定 等

環境負荷の低減及びGX推進に向けた鋼材の導入

メーカーの取組を総合的に評価

種別	基本の補助額	加算額
EV	上限額85万円	最大5万円
軽EV	上限額55万円	最大3万円
PHEV	上限額55万円	最大5万円
FCV	上限額255万円	-

*メーカー希望小売価格（税抜）が840万円以上の車両は、算定された補助額に価格係数0.8を乗じる。

令和7年度の主な見直し内容

①評価項目の追加

- 重要鉱物の安定確保に係るリスク低減のための取組
- 調達先に対する支払い期間
- 車両や蓄電池の火災発生状況

②GX推進に向けた鋼材の需要の喚起（新規の加算措置）

- 革新電炉等で製造する鋼材の需要の喚起が必要。
- このため、環境負荷の低減やGX推進に向けた鋼材の導入に関する自動車OEMの計画・取組について評価する。
- この評価結果に応じて、基本の補助額とは別に、補助額を最大5万円を加算する措置を新設する。

スケジュール

3月31日：申請受付開始

※4/1以降の登録車が見直し後の制度に基づく補助金額の対象となる。
3/31以前の登録車は、令和6年度事業と同額の補助額とする。